

(証券コード 3847)
2022年6月1日

株主各位

埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号
パンフィックシステム株式会社
代表取締役社長 渡邊 泰博

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、可能な限り書面による議決権行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防策のご配慮をお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2022年6月16日（木曜日）午後5時40分までに到着するよう、ご返送をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号
当社3階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権行使書用紙に各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

※株主様全体の公平性の観点から、ご来場株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.pacific-systems.co.jp/>) に掲載させていただきます。

< 当社の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応 >

当社では、株主総会の開催にあたり、株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から以下のとおり対応させていただきますので、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・役員及び株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主席へのご案内の際には、できるだけゆとりのある配置で座っていただけるようにします。
- ・ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようにインターネットライブ中継と事前質問受付を行います。なお、これらの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.pacific-systems.co.jp/>)にてお知らせいたします。

【ご来場される株主様へ】

- ・株主総会当日は受付にて検温をさせていただきます。37.5℃以上の体温が確認された株主様や体調不良と見受けられる株主様については、運営スタッフがお声がけしてご入場をお控えいただくことがございます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。

【株主様へお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

(当期の経営成績)

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、厳しい状況となりました。ワクチン接種の進展や緊急事態宣言等の解除により、景気の持ち直しが期待されたものの、年明け以降は新たな変異株による感染再拡大もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、そのような環境の中でも、AIやIoTなどのデジタル技術を利用したデジタルトランスフォーメーション(DX)への取り組みが増加する一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による情報化投資の抑制・延期や半導体等の部品供給不足によるプロジェクトの延伸など影響が見られました。

このような状況のもと、当社グループは23中期経営計画(2021年度～2023年度)の基本方針である「攻め～コスト・人材を注いでチャレンジし、発展に直接つなげる」「守り～管理強化とそれを下支えする制度の構築、次の成長の準備」のもと、主要事業の推進に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、機器等販売及びソフトウェア開発のセグメントで減収となりましたが、システム販売及びシステム運用・管理等のセグメントで増収となったため、10,643百万円(前期比0.5%増)となりました。利益につきましては、売上高の増収により営業利益は763百万円(同5.8%増)、経常利益は771百万円(同4.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は521百万円(同32.4%増)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用により売上高は584百万円減少、売上原価は580百万円減少、営業利益は4百万円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1百万円減少しております。

セグメント別の概況は次のとおりとなります。

① 機器等販売

収益認識会計基準等の適用により売上高は大きく減少しましたが、グループウェア等のソフトウェアの受注が増加したことや前年度に特需となったGIGAスクールの残納入分が今期に売上となったことにより、売上高は2,275百万円（前期比16.8%減）となりました。セグメント利益は219百万円（同2.1%減）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により売上高は466百万円減少しておりますが、セグメント利益への影響は軽微であります。

② ソフトウェア開発

前年度から継続している大型プロジェクトが終盤に向かい売上減少となったこと、顧客の設備投資の延期等による受注減少があり、売上高は2,050百万円（前期比6.2%減）となりました。セグメント利益は売上高の減少に加え、不採算案件が発生したことにより、323百万円（同20.4%減）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により売上高は56百万円減少し、セグメント利益は1百万円減少しております。

③ システム販売

インフラサービスや医療事業などで設備投資の中止や延期が発生したものの、GIGAスクール関連のネットワーク工事、DX関連の大型プロジェクトの受注があり、また前年度低迷していた画像処理システムが回復したことにより、売上高は2,926百万円（前期比16.6%増）となりました。セグメント利益は売上高の増加及び利益率の回復により、348百万円（同71.1%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により売上高は59百万円減少し、セグメント利益は2百万円減少しております。

④ システム運用・管理等

システム運用支援業務・データセンタ業務等が増加したことにより、売上高は3,391百万円（前期比7.5%増）となりました。セグメント利益は売上高の増加等により、1,090百万円（同13.5%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により売上高は2百万円減少しましたが、セグメント利益への影響はありませんでした。

セグメント別売上高の概況

セグメント	売上高(千円)	構成比(%)	前期比較増減率(%)
機器等販売	2,275,041	21.4	△16.8
ソフトウェア開発	2,050,352	19.3	△6.2
システム販売	2,926,852	27.5	16.6
システム運用・管理等	3,391,294	31.9	7.5
合計	10,643,541	100.0	0.5

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は535百万円であり、内訳の主なものは、GIGAスクール向け機器、クラウド関連機器であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度における事業の譲受けはありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株による感染再拡大やウクライナ情勢等の影響により、国内外の景気において、依然として不透明な状況が継続すると思われるものの、従来以上に各企業におけるICT(情報通信技術)の役割は重要性を増し、情報化投資意欲は益々高まっていくものと考えられます。また技術の発展・応用が様々な分野で拡大していくことや人材不足の問題などIT業界を取り巻く環境も常に変化し、その変化に臨機応変に対応していくことが重要になってきます。

このような状況のもと、当社グループは前年度より23中期経営計画(2021年度～2023年度)をスタートさせ、以下のビジョンと基本方針に従い、環境の変化に迅速

かつ柔軟に対応し、企業価値の向上に努めてまいります。

<ビジョン>

「お客様と社会に貢献するサービス・技術を提供し続け、企業価値を高めていく」

- ◎社会・顧客が喜ぶ成果を提供する
- ◎常にチャレンジ精神を発揮する
- ◎企業価値（財務的価値・人材・技術力・社会的価値）を高める

<基本方針>

「攻め」～コスト・人材を注いでチャレンジし、発展に直接繋げる～

- ①強みを知り、強化する
- ②既存技術の展開
- ③新規技術の獲得
- ④営業力の強化
- ⑤利益率の向上
- ⑥開発作業の変革

「守り」～管理の強化とそれを下支えする制度の構築、次の成長の準備～

- ①品質向上
- ②顧客満足度の向上
- ③ガバナンス強化
- ④不採算案件の極小化
- ⑤安全衛生の徹底と社員の健康度向上
- ⑥リスク管理の強化
- ⑦成長・教育・やり甲斐の充実化

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第19期	2019年度 第20期	2020年度 第21期	2021年度 第22期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	10,423,221	10,813,200	10,588,016	10,643,541
経 常 利 益(千円)	784,790	823,948	735,252	771,491
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	512,595	528,978	393,720	521,354
1株当たり当期純利益(円)	346.42	357.49	266.09	352.35
総 資 産(千円)	7,478,870	8,679,104	9,445,595	8,710,768
純 資 産(千円)	4,729,190	5,109,683	5,317,295	5,568,356

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社である太平洋セメント株式会社は、当社の普通株式972,000株（出資比率65.7%）を保有いたしております。当社は同社から役員（取締役1名）の他、事業全般にわたる取引（当連結会計年度の売上高比率は30.2%）及び不動産賃借（熊谷センター）関係があります。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正且つ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由

当社の事業運営に関しては、グループ会社の運営・管理に関する基本方針に基づくものの、事業上の制約はなく、取締役会の独自の意思決定に基づき、経営及び事業活動を行っております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 千円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
株式会社システムベース	30,000	100.0	主に岩手県内企業、自治体向け情報サービス及びパッケージソフトウェアの設計、開発

株式会社システムベースの当事業年度の売上高は3,023,773千円（前期比6.3%減）、当期純利益は194,917千円（同10.5%増）となりました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

当社グループは、当社（パシフィックシステム株式会社）及び連結子会社である株式会社システムベースの2社で構成しております。

当社は、製造業、流通業、金融業等向けに情報サービス事業を行い、株式会社システムベースは岩手県内の企業及び自治体向けを中心に当社と連携した情報サービス事業を行っております。

また、親会社である太平洋セメント株式会社及びそのグループ会社との間では、当社は情報サービス事業全般にわたる取引を行っております。

当社グループの事業内容を「機器等販売」「ソフトウェア開発」「システム販売」「システム運用・管理等」の4つのセグメントで示すと次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品
機 器 等 販 売	パソコン、サーバー及び周辺機器とパッケージソフトウェア等の仕入・販売を行っております。
ソ フ ト ウ ェ ア 開 発	製造業・流通業・金融業等幅広くアプリケーションシステムの受託開発業務を行っております。また、主に製造業向けにERP事業のコンサルとシステム開発を行っております。
シ ス テ ム 販 売	画像処理システムや生コンクリート業界向けシステム等の自社開発システム商品の販売及びネットワーク構築等のインフラサービスを行っております。
システム運用・管理等	ユーザシステムの運用・管理サービス、データセンタ、保守サービス等を行っております。

(11) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本 社 埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号
 東京オフィス 東京都中央区日本橋室町
 西日本支社 大阪府大阪市
 熊谷センター 埼玉県熊谷市
 中部センター 愛知県名古屋市

② 子会社の事業所

株式会社システムベース (本社：岩手県北上市)

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
634名	14名増

(注) 1. 従業員数は就業人数です。
 2. 従業員数には臨時従業員（パートタイマー等）は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
479名	14名増	41.8歳	17.2年

(注) 1. 従業員数は就業人数です。
 2. 従業員数には臨時従業員（パートタイマー等）は含んでおりません。

- (13) 主要な借入先
該当事項はありません。

- (14) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,920,000株
(2) 発行済株式総数 1,480,000株 (自己株式365株含む)
(3) 株 主 数 773名
(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太平洋セメント株式会社	972,000株	65.69%
パシフィックシステム社員持株会	69,600株	4.70%
A G S 株 式 会 社	30,000株	2.02%
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	30,000株	2.02%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	13,600株	0.91%
増 古 恒 夫	12,000株	0.81%
み ず ほ リ ー ス 株 式 会 社	10,000株	0.67%
小 南 毅	8,400株	0.56%
久 保 永 史	7,400株	0.50%
小 澤 文 男	7,000株	0.47%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 泰 博	
取 締 役	大久保 光敏☆	専務執行役員企画部長
取 締 役	山 上 浩 司☆	執行役員サービズ部長
取 締 役	永 野 良 治☆	執行役員営業本部長兼同営業3部長兼同営業業務部長
取 締 役	杉 山 一 彦	
取 締 役	加 藤 勉	太平洋セメント株式会社経営企画部IT企画グループリーダー
取 締 役	腰 原 貞 利	
常 勤 監 査 役	藤 井 茂 樹	
監 査 役	田 中 康 義	税理士（田中康義税理士事務所）
監 査 役	松 下 満 俊	弁護士（梶谷綜合法律事務所） 株式会社ツムラ社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 久保永史氏は、2021年6月18日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 取締役のうち腰原貞利氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役のうち田中康義氏及び松下満俊氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員であります。
4. 監査役田中康義氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。☆印は執行役員を示しております。
なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

取締役兼務者以外の執行役員

氏 名	役 位	担 当
百 木 田 実	執 行 役 員	開発統括部長
中 島 良 樹	執 行 役 員	ソリューション本部長兼同ソリューション3部長
池 田 正 紀	執 行 役 員	センシング事業部長兼同センシング技術部長兼技術開発室長
岡 田 正 美	執 行 役 員	西日本支社長兼同営業部長
田 仲 浩 千	執 行 役 員	経理部長兼購買部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の非業務執行取締役、社外取締役及び社外監査役は会社法第423条第1項の責任につき、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償の責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、株主総会で決議されている取締役全員に支給する報酬等の限度額の範囲内で、取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブを付与し企業価値の持続的な向上が図られる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、社内取締役の報酬は、職務執行の対価としての基本報酬としての固定報酬と、当該事業年度の業績に連動した変動報酬により構成し、社外取締役の報酬は、業務執行からの独立性確保の観点より、固定報酬のみで構成しております。

また、決定方針については、2021年3月29日開催の第274回取締役会で決議しております。

2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、2008年6月18日開催の第8回定時株主総会において成果報酬制度の導入を決議し、2008年7月から取締役報酬額を年額2億円以内（うち社外取締役分は1千万円以内）と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。監査役の報酬については、2006年6月26日開催の第6回定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 渡邊 泰博が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役に対して業績を評価した報酬額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであり、相当であると判断して

おります。

4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外 取締役)	51,312 (3,600)	48,588 (3,600)	2,724 (-)	- (-)	7 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	18,750 (7,200)	18,750 (7,200)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 1. 業績連動報酬として取締役に対しては、当該事業年度の業績向上と持続的な企業価値向上が図れるように、当該事業年度の連結営業利益に応じた算出額を翌年度に12分割して月例の固定報酬に加算して支給しております。

当該事業年度を含む連結営業利益の推移は、以下のとおりです。

区 分	2018年度 第19期	2019年度 第20期	2020年度 第21期	2021年度 第22期 (当連結会計年度)
連 結 営 業 利 益(千円)	773,169	815,689	721,588	763,644

2. 非金銭報酬については、現時点においては導入を検討しておりません。

3. 無報酬の取締役は1名おります。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当期における主な活動状況

1) 社外取締役 腰原 貞利氏

同氏には重要な兼職先はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会17回のうち17回に出席し、議案審議に必要な発言を行っております。

2) 社外監査役 田中 康義氏

同氏は、田中康義税理士事務所を経営しております。同事務所と当社との間には取引関係はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会17回のうち16回に出席し、また監査役会13回のうち13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

3) 社外監査役 松下 満俊氏

同氏は、梶谷綜合法律事務所にて弁護士として活動しております。同事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、当社が支払う顧問料は同事務所収入

の極僅かであり、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
また、同氏は株式会社ツムラの社外取締役(監査等委員)を務めておりますが、
同社と当社との間には取引関係はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会17回のうち17回に出席し、
また監査役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言
を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称	有限責任 あずさ監査法人
(2) 会計監査人の報酬等の額	26,500千円
(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手
や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職
務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、
会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引
法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額はこれ
らの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合その他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令
に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査
役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任
または不再任が妥当と判断した場合は、解任または不再任に関する議案を決定し、
取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することといたしま
す。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

(1) 取締役、執行役員、参与及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、コンプライアンスの推進に関して、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」並びに「企業倫理行動規範」を定め、すべての取締役、執行役員、参与及び従業員に周知徹底を図ります。

また、コンプライアンス体制の促進を図るための手段の一つとして倫理ホットラインを設置、運営いたします。この場合、通報者に不利益がないことを確保いたします。

2) 社外取締役を選任し、また社外取締役の中から独立役員を選任して、取締役の職務執行の監督を強化いたします。

3) 監査部を設置し、定期的に各部門（子会社も含む）の業務執行について監査を実施し、その結果を取締役社長に報告いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的文書含む）その他重要な情報を、法令・社内規程に基づき適切に保存を行います。

① 株主総会議事録と関連資料

② 取締役会議事録と関連資料

③ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

また、情報の管理については、「情報セキュリティ基本規程」、「個人情報保護規程」及び「文書管理規程」、「文書保存基準」の定めに基づき適切に管理いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント方針」に基づき、リスクマネジメントシステムを確立し、取締役社長を最高責任者とし、当社全部門から選抜した担当責任者で構成した体制により、リスク管理を行います。

当社の経営に重大な影響を与えるようなリスクが発生した場合においては、「リスクマネジメントマニュアル」に従って必要な対策を実施いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定すると共に、各部門においてはその目標達成に向

け具体策を立案・実行することによって、効率化を図ります。

2) 業務の執行については、執行役員制度を導入し、次の通り経営の意思決定及び監督と業務執行を分離することにより、迅速化を図ります。

①取締役で構成する取締役会を月1回開催し、中期経営計画、年度予算、その他重要な経営方針を審議・決定いたします。

②社長と執行役員で構成する経営会議を月2回開催し、業務執行に関わる重要な事項を審議・決定いたします。

なお、一部の業務執行の決定については執行役員へ権限委譲いたします。

③執行役員は取締役会の方針及び経営会議の決定に従い、責任をもって業務を執行し、執行状況を取締役会へ報告いたします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社及び子会社においては、「コンプライアンス基本方針」を策定し、またコンプライアンス推進責任者のもと、その趣旨を正しく理解し、これを遵守して業務を遂行いたします。

また、コンプライアンスに関する定期報告を求め、業務の執行状況を管理いたします。

2) 子会社の経営につきましては、取締役、執行役員、参与又は従業員を子会社の取締役又は監査役として派遣し、直接経営に参加いたします。また「関係会社管理規程」に基づき、子会社より業務の執行状況について報告を求め、子会社に対し、その自主性を尊重しつつ必要な管理を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役会と相談の上、監査役会の意向を十分考慮することといたします。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補助すべき従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の意見を得た上で実施することといたします。監査役の職務を補助すべき従業員は、会社の業務執行に係る職務を兼務せず、監査役の業務指示に従って職務を遂行し、その人事上の評価は監査役の意見を聴取するものといたします。

2) 当社職務権限規程では、職制に従い上級職位より命令を受けた下級職位はこれに従わなければならないことを規定していますが、監査役の職務を補助すべき

従業員として任命された場合も、この規程を適用することとし、監査役の職務を補助すべき従業員として任命された者は監査役の指示に従わなければならないことを周知いたします。

(8) 当社及び子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 取締役、執行役員、参与及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生する恐れがある場合、または違法又は不正な行為を発見した場合等には、直ちに監査役に報告することといたします。

2) 子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員、又これらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがある場合、または違法又は不正な行為を発見した場合等には、直ちに監査役に報告することといたします。

3) 当社及び子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員は「監査役会規程」に従い、監査役の要請に応じて必要な報告を行うことといたします。

以上のことをグループ全体に周知いたします。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これをグループ全体に周知いたします。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算いたします。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の過半数は社外監査役とし、透明性を担保いたします。月1回の監査役会を開催し、報告及び重要事項について協議いたします。

常勤監査役は、取締役会の他、重要な業務執行の決定過程及び業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席すると共に、主要な申請書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員、参与又は従業員にその説明を求めることといたします。

また、常勤監査役は、内部監査部門並びに会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることといたします。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、取締役社長の指示のもと、当社全部門及びグループ各社において選抜した担当責任者で構成した体制により、財務報告に係る内部統制を整備し運用いたします。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、「企業倫理行動規範」に、市民社会の秩序に脅威を与える団体、個人に対して毅然とした態度で立ち向かい一切の関係を遮断する旨を明記し、すべての取締役、執行役員、参与及び従業員、その他会社の業務に従事する者に対し、啓発活動を継続的に実施いたします。また、反社会的勢力に対する対応として、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、反社会的勢力の情報、対処等を総務部が統括し、必要に応じて弁護士や警察等の外部専門機関と連携し対処いたします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に係る組織（全社の内部統制の運営チーム及び評価チーム）がモニタリングし、改善を進めております。また、監査部は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンスに係る教育は定期的実施しており、当社及び子会社並びにその全役員及び全社員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。また、当社は内部通報窓口を設置し、自浄作用を高めることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理

当社はリスク管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、及び万一経営に重大な影響を及ぼす事項が発生した場合に被害の極小化を図ることを目的として、リスクマネジメントシステムを構築し、運用しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は「関係会社管理規程」及びその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、監査部等の内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しております。

一方、当社グループが属する情報サービス業界は技術革新の変化が激しい分野であります。その中で将来に向けて成長していくためには技術開発等への投資が必要であり、また経営基盤の強化が求められます。

このような観点から、当社の配当政策は内部留保の充実を図りながら、業績に応じて積極的に利益還元を行うことを基本方針としており、当社連結業績における配当性向30%～50%を目安としております。

また、剰余金の配当は機動的に行っていく方針です。

このため、当社は中間配当及び期末配当のほかに基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨及び取締役会決議をもって会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,647,463	流 動 負 債	2,578,290
現金及び預金	2,203,691	買掛金	779,383
受取手形	270,217	リース債務	189,497
売掛金	2,043,206	未払費用	258,110
契約資産	233,092	未払法人税等	197,223
リース投資資産	438,955	賞与引当金	467,938
商品及び製品	56,349	受注損失引当金	42,781
仕掛品	246,580	アフターコスト引金	44,785
原材料及び貯蔵品	40,810	その他	598,569
その他	116,645		
貸倒引当金	△2,086		
固 定 資 産	3,063,304	固 定 負 債	564,121
有 形 固 定 資 産	1,999,541	リース債務	270,778
建物及び構築物	688,511	その他	293,342
工具器具及び備品	128,109		
土地	531,977		
リース資産	347,081		
その他	303,861		
無 形 固 定 資 産	430,801		
ソフトウェア	111,708		
リース資産	148,551		
その他	170,541		
投資その他の資産	632,960		
投資有価証券	234,105		
退職給付に係る資産	179,105		
繰延税金資産	170,480		
その他	53,555		
貸倒引当金	△4,286		
資 産 合 計	8,710,768	負 債 合 計	3,142,411
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	5,516,181
		資本金	777,875
		資本剰余金	239,946
		利益剰余金	4,499,097
		自己株式	△737
		その他の包括利益累計額	52,174
		その他有価証券評価差額金	113,460
		退職給付に係る調整累計額	△61,286
		純 資 産 合 計	5,568,356
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,710,768

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	(注1) 10,643,541
売上原価	8,024,746
売上総利益	2,618,794
販売費及び一般管理費	1,855,150
営業利益	763,644
営業外収益	
受取利息	29
受取配当金	4,995
受取手数料	1,835
受取保険料	1,244
補助金の収入	2,042
その他	2,681
費用	12,827
支払利息	3,995
支払手数料	801
その他	183
営業外費用	4,979
経常利益	771,491
特別利益	
補助金収入	(注2) 8,446
損失	
固定資産除却損	1,263
税金等調整前当期純利益	1,263
法人税、住民税及び事業税	281,725
法人税等調整額	△24,405
当期純利益	778,674
親会社株主に帰属する当期純利益	257,320
	521,354
	521,354

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 金 剰 余	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	777,875	239,946	4,229,499	△737	5,246,583
会計方針の変更による累積的影響額			25,675		25,675
会計方針の変更を反映した当期首残高	777,875	239,946	4,255,174	△737	5,272,258
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△277,431		△277,431
親会社株主に帰属する当期純利益			521,354		521,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	243,922	-	243,922
当 期 末 残 高	777,875	239,946	4,499,097	△737	5,516,181

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	124,621	△53,909	70,712	5,317,295
会計方針の変更による累積的影響額				25,675
会計方針の変更を反映した当期首残高	124,621	△53,909	70,712	5,342,970
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			-	△277,431
親会社株主に帰属する当期純利益			-	521,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△11,160	△7,377	△18,537	△18,537
当 期 変 動 額 合 計	△11,160	△7,377	△18,537	225,385
当 期 末 残 高	113,460	△61,286	52,174	5,568,356

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等〕

1. 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の数 1 社
 - 連結子会社の名称 (株)システムベース
2. 持分法の適用に関する事項
 - 非連結子会社及び関連会社はありません。
3. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
 - 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - 商 品……移動平均法
 - 半 製 品……移動平均法
 - 原 材 料……移動平均法
 - 仕 掛 品……個別法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法
 - ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物及び構築物 3～38年
 - 工具器具及び備品 2～20年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
 - なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
 - 貸 倒 引 当 金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
 - 受注損失引当金……ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
 - アフターコスト……ソフトウェア開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、過引 当 金 去の実績率に基づく将来発生見込額のほか、個別案件に係る必要額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社グループは、機器等販売、ソフトウェア開発、システム販売及びシステム運用・管理等の事業セグメントに区分しており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1～2ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

①顧客との契約から生じる収益

(機器等販売)

機器等販売においては、主にパソコン、サーバ及び周辺機器とパッケージソフトウェアの仕入・販売を行っております。販売については原則、顧客へ引き渡し検収した時点で履行義務が充足されるため一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。但し、第三者のメーカー保守を一定期間提供している契約については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

なお、代理人として処理している契約は顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

(ソフトウェア開発並びにシステム販売)

ソフトウェア開発においては、幅広いアプリケーションシステムの受託開発業務を行っており、システム販売においては、画像処理システムや生コンクリート業界向けシステム等の自社開発システム商品の販売及びネットワーク構築等のインフラサービスを行っております。この両事業セグメントの販売については、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものから一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し収益を認識しております。但し、契約金額或いは開発期間において小規模な契約につきましては顧客へ引き渡し検収した一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工事期間にわたって売上高を認識しております。なお、当社は総原価の妥当な積算を行うこと、及びこれらの契約に係る進捗度を合理的に見積もることが可能であることから、進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を用いております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

(システム運用・管理等)

システム運用・管理等においては、ユーザシステムの運用・管理サービス、データセンタ、保守サービスの提供を行っており、販売については原則、当社のサービスを契約期間にわたって顧客が利用可能であり、契約期間の経過につれて当該役務の履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し収益を認識しております。但し、サービスに付随する物品の引き渡し並びに軽微なシステム改修につきましては一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。

②ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

7. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法……① 会計処理において採択している制度

当社及び連結子会社は確定給付並びに確定拠出制度を採用しております。

② 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

③ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点としては、ソフトウェア開発及びシステム販売の案件において、従来は原則一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一部の案件については一定期間にわたり収益を認識することとしております。また機器等販売の案件において、本人・代理人の検討の結果、一部の案件について代理人に該当したため、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当期連結会計年度の売上高は584百万円減少、売上原価は580百万円減少、営業利益は4百万円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は25百万円増加しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,187,301千円 |
|-------------------|-------------|

2. 偶発債務

当社及び得意先は、得意先が当社製品を組み込み・納入した機械に関連して、生産物賠償責任保険契約に基づいて保険金を支払ったとして、2018年8月30日付で保険会社より保険代位による求償金263,273千円の支払いを求める訴訟を提起されました。

本訴訟につきましては、2021年9月30日、大阪地方裁判所は判決を言い渡し、保険会社の保険代位による求償金の請求は、いずれも棄却されました。

本判決に対し、保険会社は、保険代位に対する求償金の請求が棄却されたことについて、2021年10月15日、高等裁判所へ控訴を提起しました。

本件について検討した結果、現時点では影響額が不明のため、会計処理は行っておりません。

〔連結損益計算書に関する注記〕

注1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表〔収益認識に関する注記〕1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

注2. 補助金収入（特別利益）

国内連結子会社において実施した地域特定電気通信設備供用事業に係るデータセンタ設置に対する補助金です。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,480,000		—		—	1,480,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

1. 2021年5月13日開催の取締役会において決議した事項。

- ①株式の種類 普通株式
- ②配当金の総額 184,954千円
- ③1株当たりの配当額 125円
- ④基準日 2021年3月31日
- ⑤効力発生日 2021年6月21日

2. 2021年11月12日開催の取締役会において決議した事項。

- ①株式の種類 普通株式
- ②配当金の総額 92,477千円
- ③1株当たりの配当額 62円50銭
- ④基準日 2021年9月30日
- ⑤効力発生日 2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2022年5月13日開催の取締役会において決議した事項。

- ①株式の種類 普通株式
- ②配当金の総額 99,875千円
- ③配当の原資 利益剰余金
- ④1株当たりの配当額 67円50銭
- ⑤基準日 2022年3月31日
- ⑥効力発生日 2022年6月20日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金及び受取手形、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されていますが、長期に滞留しているものではありません。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券は、市場の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、当該リスクに関しては、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等の把握を定期的に行うことで管理しています。

買掛金及び未払費用は、流動性リスクに晒されていますが、支払期日は1年以内です。当該リスクに関しては、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

リース債務は、主に設備投資のための資金調達であり、償還日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち28.5%が特定の大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) リース投資資産	438,955	436,948	△2,006
(2) 投資有価証券 その他有価証券	229,960	229,960	—
資産計	668,915	666,908	△2,006
リース債務	460,276	460,156	△120
負債計	460,276	460,156	△120

(注1)

資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは現金であること、及びその他の金融商品は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

負債

買掛金、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(注2)市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 投資有価証券」には含まれていません。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,145

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	229,960	—	—	229,960
資産計	229,960	—	—	229,960

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	436,948	—	436,948
資産計	—	436,948	—	436,948
リース債務	—	460,156	—	460,156
負債計	—	460,156	—	460,156

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は相場価格を用いて評価しております。投資有価証券は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース投資資産及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債権及び債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	機器等販売	ソフトウェア開発	システム販売	システム運用・管理等	
一時点で移転される財及びサービス	1,992,769	1,039,324	1,853,380	648,500	5,533,976
一定期間にわたり移転される財及びサービス	282,271	1,011,027	807,633	2,742,793	4,843,726
顧客との契約から生じる収益	2,275,041	2,050,352	2,661,014	3,391,294	10,377,702
その他の収益	—	—	265,838	—	265,838
外部顧客への売上高	2,275,041	2,050,352	2,926,852	3,391,294	10,643,541

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基礎となる重要な事項等)

6. 収益及び費用の計上基準 ①顧客との契約から生じる収益」に記載の通りです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、246,674千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて概ね1年以内で収益を認識することを見込んでいます。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 3,763円33銭
- 1株当たり当期純利益 352円35銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社では、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による顧客の情報化投資の抑制・延期などの影響は見られましたが、当連結会計年度の業績への大きな影響は出ておらず、将来においても影響は限定的であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

退職一時金制度の確定拠出年金制度への移行について

国内連結子会社は2022年1月1日付で、退職一時金制度について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日改正)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日改正)を適用しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,341,653	流動負債	1,725,370
現金及び預金	1,415,745	買掛金	534,300
受取手形	214,510	リース債	50,218
売掛金	1,725,287	未払金	79,423
契約資産	166,566	未払費用	176,422
リース投資資産	438,955	未払法人税等	154,461
商品及び製品	54,188	未払消費税等	113,039
仕掛品	179,248	前受金	2,046
原材料及び貯蔵品	40,810	預り金	16,600
前払費用	104,789	前受収益	155,596
未収入金	3,343	賞与引当金	356,329
その他の金	245	受注損失引当金	42,781
貸倒引当金	△2,039	アフターコスト引当金	44,151
固定資産	2,487,970	固定負債	224,596
有形固定資産	1,080,426	長期未払金	4,269
建物	401,452	リース債	40,748
構築物	2,591	長期前受収益	170,068
機械及び装置	10,095	資産除去債務	9,509
工具器具及び備品	92,695		
土地	431,600		
リース資産	78,110		
建設仮勘定	14,100		
その他の他	49,780		
無形固定資産	158,408	負債合計	1,949,967
ソフトウェア	98,347	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	45,567	株主資本	4,780,698
リース資産	12,607	資本金	777,875
その他の他	1,886	資本剰余金	235,872
投資その他の資産	1,249,134	資本準備金	235,872
投資有価証券	191,660	利益剰余金	3,767,688
関係会社株式	678,631	利益準備金	24,502
出資金	210	その他利益剰余金	3,743,186
敷金及び保証金	32,162	繰越利益剰余金	3,743,186
前払年金費用	267,236		
繰延税金資産	79,232	自己株式	△737
破産更生債権等	3,950	評価・換算差額等	98,957
貸倒引当金	△3,950	その他有価証券評価差額金	98,957
資産合計	6,829,623	純資産合計	4,879,656
		負債・純資産合計	6,829,623

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		(注1) 7,731,971
売上原価		5,817,950
売上総利益		1,914,021
販売費及び一般管理費		1,430,455
営業利益		483,566
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	74,160	
受取手数料	1,464	
受取保険料	1,244	
補助金の収入	2,042	
その他	3,205	82,131
営業外費用		
支払利息	532	
支払手数料	801	
その他	183	1,516
特別損失		564,180
固定資産除却損	1,263	1,263
税引前当期純利益		562,917
法人税、住民税及び事業税	185,384	
法人税等調整額	△29,002	156,382
当期純利益		406,534

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	777,875	235,872	235,872	24,502	3,594,579	3,619,082	△737	4,632,092
会計方針の変更による累積的影響額					19,503	19,503		19,503
会計方針の変更を反映した当期首残高	777,875	235,872	235,872	24,502	3,614,082	3,638,585	△737	4,651,595
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△277,431	△277,431		△277,431
当 期 純 利 益					406,534	406,534		406,534
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計					129,103	129,103		129,103
当 期 末 残 高	777,875	235,872	235,872	24,502	3,743,186	3,767,688	△737	4,780,698

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	106,820	106,820	4,738,912
会計方針の変更による累積的影響額			19,503
会計方針の変更を反映した当期首残高	106,820	106,820	4,758,415
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△277,431
当 期 純 利 益			406,534
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△7,863	△7,863	△7,863
当 期 変 動 額 合 計	△7,863	△7,863	121,240
当 期 末 残 高	98,957	98,957	4,879,656

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針〕

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子 会 社 株 式……移動平均法による原価法
 - そ の 他 有 価 証 券
 - 市場価格のない株式等以外のもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
 - 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - 商 品……移動平均法
 - 半 製 品……移動平均法
 - 原 材 料……移動平均法
 - 仕 掛 品……個別法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産除く）……定率法
 - ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～38年
構築物	10～20年
機械及び装置	17年
工具器具及び備品	2～20年
 - 無形固定資産（リース資産除く）……定額法
 - なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - 貸 倒 引 当 金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
 - 受注損失引当金……ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
 - アフターコスト……ソフトウェア開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、過引 当 金 去の実績率に基づく将来発生見込額のほか、個別案件に係る必要額を計上しております。

退職給付……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金引当金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、前払年金費用として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、機器等販売、ソフトウェア開発、システム販売及びシステム運用・管理等の事業セグメントに区分しており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1～2ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

①顧客との契約から生じる収益

(機器等販売)

機器等販売においては、主にパソコン、サーバ及び周辺機器とパッケージソフトウェアの仕入・販売を行っております。販売については原則、顧客へ引き渡し検収した時点で履行義務が充足されるため一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。但し、第三者のメーカー保守を一定期間提供している契約については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

なお、代理人として処理している契約は顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

(ソフトウェア開発並びにシステム販売)

ソフトウェア開発においては、幅広いアプリケーションシステムの受託開発業務を行っており、システム販売においては、画像処理システムや生コンクリート業界向けシステム等の自社開発システム商品の販売及びネットワーク構築等のインフラサービスを行っております。この両事業セグメントの販売については、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものから一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し収益を認識しております。但し、契約金額或いは開発期間において小規模な契約につきましては顧客へ引き渡し検収した一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工事期間にわたって売上高を認識しております。なお、当社は総原価の妥当な積算を行うこと、及びこれらの契約に係る進捗度を合理的に見積もることが可能であることから、進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を用いております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

(システム運用・管理等)

システム運用・管理等においては、ユーザシステムの運用・管理サービス、データセンタ、保守サービスの提供を行っており、販売については原則、当社のサービスを契約期間にわたって顧客が利用可能であり、契約期間の経過につれて当該役務の履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し収益を認識しております。但し、サービスに付随する物品の引き渡し並びに軽微なシステム改修につきましては一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。

②ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法……退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

〔会計方針の変更〕

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点としては、ソフトウェア開発及びシステム販売の案件において、従来は原則一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一部の案件については一定期間にわたり収益を認識することとしております。また機器等販売の案件において、本人・代理人の検討の結果、一部の案件について代理人に該当したため、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は332百万円減少、売上原価は317百万円減少、営業利益は14百万円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ12百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は19百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,337,955千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
金 銭 債 権	745,442千円
金 銭 債 務	37,351千円

3. 偶発債務

当社及び得意先は、得意先が当社製品を組み込み・納入した機械に関連して、生産物賠償責任保険契約に基づいて保険金を支払ったとして、2018年8月30日付で保険会社より保険代位による求償金263,273千円の支払いを求める訴訟を提起されました。

本訴訟につきましては、2021年9月30日、大阪地方裁判所は判決を言い渡し、保険会社の保険代位による求償金の請求はいずれも棄却されました。

本判決に対し、保険会社は、保険代位に対する求償金の請求が棄却されたことについて、2021年10月15日、高等裁判所へ控訴を提起しました。

本件について検討した結果、現時点では影響額が不明のため、会計処理は行っておりません。

〔損益計算書に関する注記〕

注1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益の金額は、「個別注記表〔収益認識に関する注記〕1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 関係会社との取引高

売	上	高	3,230,463千円							
仕	入	高	118,478千円							
そ	他	の	営	業	取	引	高	4,387千円		
営	業	取	引	以	外	の	取	引	高	71,053千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 365株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	108,537千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	17,588千円
未払事業税	11,841千円
貸倒引当金	621千円
受注損失引当金	13,031千円
アフターコスト引当金	13,448千円
関係会社株式否認	101,493千円
投資有価証券	12,054千円
研究開発費	21,983千円
その他	21,823千円
繰延税金資産小計	322,423千円
評価性引当額	△128,850千円
繰延税金資産合計	193,572千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	32,439千円
資産除去債務に対応する除去費用	500千円
前払年金費用	81,400千円
繰延税金負債合計	114,340千円
繰延税金資産純額	79,232千円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社	太平洋セメント株式会社	東京都文京区	86,174	セメントの製造・販売	(被所有)直接 65.7	兼任 なし	当社 製品の 販売	製品の売上 (注1)	3,211,451	売掛金	664,379

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 製品の販売等における取引条件は、個別交渉の上決定しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社システムベース	岩手県北上市	30	情報サービス	(所有)直接 100.0	兼任 1名	配当金 の受取	配当金の 受取 (注1)	70,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 配当金額は、グループ配当方針に基づき決定しております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	機器等販売	ソフトウェア開発	システム販売	システム運用・管理等	
一時点で移転される財及びサービス	820,409	910,108	1,421,456	615,113	3,767,089
一定期間にわたり移転される財及びサービス	19,029	905,575	650,535	2,123,903	3,699,044
顧客との契約から生じる収益	839,439	1,815,684	2,071,992	2,739,017	7,466,133
その他の収益	—	—	265,838	—	265,838
外部顧客への売上高	839,439	1,815,684	2,337,830	2,739,017	7,731,971

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「〔重要な会計方針〕 4. 収益及び費用の計上基準 ①顧客との契約から生じる収益」に記載の通りです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、213,110千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて概ね1年以内で収益を認識することを見込んでいます。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	3,297円88銭
2. 1株当たり当期純利益	274円75銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社では、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による顧客の情報化投資の抑制・延期などの影響は見られましたが、当事業年度の業績への大きな影響は出ておらず、将来においても影響は限定的であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

パシフィックシステム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上原 義弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷川 陽子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パシフィックシステム株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パシフィックシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年 5月18日

パシフィックシステム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上原 義弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷川 陽子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パシフィックシステム株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

パシフィックシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 茂 樹 印

社外監査役 田 中 康 義 印

社外監査役 松 下 満 俊 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p><u>第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第2条（現行通り）</p> <p><u>第3条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、中長期的な企業価値の向上に向け、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を高めるべく、社内取締役を2名減員のうえ計4名、社外取締役を新任社外取締役候補者1名を含む計2名とし、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	在任年数 (本総会終結時)	所有する 当社株式 の数
1	わたなべ やすひろ 渡邊 泰博 (1960年7月18日生)	1983年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2011年6月 当社取締役 2017年6月 取締役執行役員開発1部長 2018年4月 代表取締役社長（現任）	11年	3,300株
2	おおくぼ みつとし 大久保 光敏 (1960年4月14日生)	1985年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2017年9月 当社執行役員総務部長 2018年4月 専務執行役員人事部長 2018年6月 取締役専務執行役員人事部長 2020年4月 取締役専務執行役員企画部長（現任）	4年	500株
3	やまがみ ひろし 山上 浩司 (1962年12月31日生)	1983年3月 システム総合開発株式会社（現パシフィックシステム株式会社）入社 2008年6月 システム2部長 2010年4月 サーバビジネス部長 2013年6月 参与サーバビジネス部長 2015年6月 執行役員アウトソーシング部長兼サーバビジネス部長 2018年4月 執行役員サーバビジネス部長 2018年6月 取締役執行役員サーバビジネス部長 2022年4月 取締役上席執行役員サーバビジネス部長（現任）	4年	6,700株
4	かとう つとむ 加藤 勉 (1969年4月30日生)	1993年4月 秩父セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 1998年10月 同社生産部システム課 2001年4月 同社情報システム部 2010年10月 同社経営企画部IT企画グループ 2017年6月 同社経営企画部IT企画グループリーダー（現任） 2017年6月 当社取締役（現任）	5年	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	在任年数 (本総会 終結時)	所有する 当社株式 の数
5	こしはら さだとし 腰原 貞利 (1950年 5月22日生)	1975年 4月 富士通株式会社入社 1999年 1月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社 カードシステム事業推進部システム 部長 2002年 6月 同社システムインテグレーション 本部第1 S I 統括部長 2008年 4月 同社ソリューションビジネス本部 長代理 2009年 6月 株式会社ティー・エフ・シー代表 取締役社長 2010年 2月 富士通エフ・アイ・ピー・システ ムズ株式会社代表取締役社長 2014年 6月 同社常任顧問 2015年 6月 同社顧問 2016年 6月 当社取締役 (現任)	6年	-株
6	新任 あべ まゆみ 阿部 真弓 (1962年 7月10日生)	1983年 4月 東レ株式会社入社 1986年 4月 東レ株式会社退社 1999年 6月 社会保険労務士登録 阿部社会保険労務士事務所開業 2004年 9月 東京都社会保険労務士会 世田谷支 部役員 2013年 3月 特定社会保険労務士付記 2017年 1月 社会保険労務士法人阿部事務所設 立 阿部事務所所長 (現任)	-年	-株

- (注) 1. 太平洋セメント株式会社は親会社かつ特定関係事業者となります。各取締役候補者の過去10年間及び現在の太平洋セメント株式会社における業務執行者としての地位及び担当は「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
2. 取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 当社は非業務執行取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第31条第2項において、非業務執行取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、加藤勉氏が就任された場合には、非業務執行取締役として、当社との間の責任限定契約を継続いたします。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額とする。
- ②上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 腰原貞利氏及び阿部真弓氏は、社外取締役候補者であります。
なお、腰原貞利氏及び阿部真弓氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- (1) 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割
腰原貞利氏は富士通株式会社及び富士通エフ・アイ・ピー株式会社を経て、株式会社ティー・エフ・シー及び富士通エフ・アイ・ピー・システムズ株式会社の代表取締役社長を務められ経営者としての長年の経験、実績、幅広い見識を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
阿部真弓氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、社会保険労務士として専門

的な知識・経験等を有しております。同氏の長年の経験、実践的な視点から、社外取締役として業務執行に対する監督と当社経営全般に適切な助言をいただけるかと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第31条第2項において社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、腰原貞利氏が就任された場合には、社外取締役として、当社との間の責任限定契約を継続いたします。また、阿部真弓氏が就任された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結いたします。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償の限度額とする。

②上記の責任限定契約が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 社外取締役の就任期間について

腰原貞利氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

5. 当社は取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とした、役員等賠償責任保険（D&O保険）を保険会社との間で締結する予定であります。被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役田中康義氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	在任年数 (本総会 終結時)	所有する当 社株式の数
新任 たかはし よしあき 高橋 嘉明 (1978年10月23日生)	2003年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任 監査法人)入所 2008年8月 公認会計士登録 2018年9月 高橋嘉明公認会計士事務所所長 (現任) 2018年10月 税理士登録	一年	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者高橋嘉明氏は社外監査役候補者であります。
 なお、高橋嘉明氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
 3. 社外監査役候補者とする理由、社外監査役として職務を適切に遂行することが出来ると判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について
 (1) 社外監査役候補者とする理由及び独立性
 ①高橋嘉明氏は大手監査法人に勤務し退所後は会計事務所を開業するなど、永年に亘って培われた税務知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくために、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 ②同氏は過去10年間に当社または当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者(同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。)又は役員となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 ③同氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 ④同氏は当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 (2) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について
 高橋嘉明氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有し、大手監査法人在籍時の上場会社会計監査業務経験および現在自らが代表を務める会計士・税理士事務所での上場会社会計監査を始めとした幅広い業務経験から、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 (3) 社外監査役との責任限定契約について
 当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第43条第2項において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、高橋嘉明氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として、当社との間で責任限定契約を締結いたします。
 その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ①社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額とする。
 ②上記責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
 4. 当社は取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とした、役員等賠償責任保険(D&O保

険)を保険会社との間で締結する予定であります。被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認され、高橋嘉明氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役藤井茂樹氏の補欠の監査役として百木田実氏の選任を、社外監査役松下満俊氏及び第3号議案が承認可決された場合に社外監査役となる高橋嘉明氏の補欠の社外監査役として上田慎氏の選任を、お願いしたいと存じます。

なお、百木田実氏及び上田慎氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	からきた みのる 百木田 実 (1962年1月21日生)	1984年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2009年6月 当社システム1部長 2010年4月 アウトソーシング部長 2011年4月 開発2部長 2013年6月 執行役員プロジェクト・マネジメント・オフィス部長 2014年6月 執行役員開発3部長 2015年2月 執行役員社長付 2015年6月 顧問 2016年6月 執行役員事業推進室長 2017年6月 執行役員開発3部長 2018年4月 執行役員事業推進室長 2021年4月 執行役員開発統括部長（現任）	1,100株
2	うえだ しん 上田 慎 (1975年10月11日生)	2000年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2000年4月 梶谷総合法律事務所入所（現任）	-株

(注) 1. 太平洋セメント株式会社は親会社かつ特定関係事業者となります。各補欠監査役候補者の過去10年間の地位及び担当は「略歴、地位及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

2. 補欠監査役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 上田慎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

4. 補欠の社外監査役候補者上田慎氏は、現在、梶谷総合法律事務所において弁護士として法務業務に従事しております。

5. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役として職務を適切に遂行することができる判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由

上田慎氏は現在、梶谷総合法律事務所にて弁護士として法務業務に従事しております。同氏が社外監査役に就任された場合には企業法務及びコンプライアンスの面から経営全般に対し監視・監督をしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について

上田慎氏は長年、弁護士として活動してこられ、豊富な法務知識と経験を有し、法務全般に精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

なお、上田慎氏が所属する梶谷総合法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、当社が支払う顧問料は同事務所収入の極僅かであり、独立性は確保されております。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第43条第2項において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、上田慎氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額とする。

②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

6. 当社は取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とした、役員等賠償責任保険（D&O保険）を保険会社との間で締結する予定であります。被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。上田慎氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。

以 上

会場ご案内略図

埼玉県さいたま市桜区田島 8丁目 4番19号
パシフィックシステム株式会社 3階会議室



【最寄り駅】

西浦和駅 (JR武蔵野線) 徒歩 5分

※株主様全体の公平性の観点から、ご来場株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。